

プロジェクト **IFRS S2 号に相当する基準の開発**

項目 **スコープ 2 温室効果ガス排出の測定におけるロケーション基準とマーケット基準**

本資料の目的

- サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
- 本資料は、日本版 S2 基準における、**スコープ 2 温室効果ガス排出の測定におけるロケーション基準とマーケット基準**に関する定めについて、第 24 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 11 月 2 日開催）における議論を踏まえ、提案の一部について再検討することを目的としている。なお本資料において新たに提案していない事項については、前回の提案どおりに文案を検討する予定である。
- 温室効果ガス排出に関連する論点は次のとおりである。なお、経過措置については、別途まとめて検討する予定である。

温室効果ガス排出の開示に関する論点一覧（本論点はハイライト部分）

範囲	《境界の画定》	SSBJ
	温室効果ガス排出の 3 つのスコープ	第 21 回
	GHG プロトコルと法域における他の法令等との関係	第 26 回
	GHG プロトコルの測定アプローチ	第 21 回
	スコープ 1 及びスコープ 2 の温室効果ガス排出の分解	第 21 回
測定	《温室効果ガス排出の測定》	
	[3 つのスコープ共通]	
	バリュー・チェーンを通じての気候関連のリスク及び機会の範囲の再評価	第 22 回
	異なる報告期間の情報の使用	第 22 回
	CO ₂ 相当量に変換した温室効果ガスの集約	第 22 回
	[スコープ 2 温室効果ガス排出]	
	スコープ 2 温室効果ガス排出の測定におけるロケーション基準とマーケット基準	A2-1

¹ 審議事項 A2-1 「スコープ 2 温室効果ガス排出におけるロケーション基準とマーケット基準」を参照のこと。

	[スコープ3 温室効果ガス排出]	
	スコープ3 温室効果ガス排出の見積り：実務上不可能な場合	第24回
	スコープ3の測定フレームワーク	第24回
	絶対総量の開示における重要性の判断の適用	第23回
	ファイナンスに係る排出 (financed emissions)	A2-2
表示	《温室効果ガス排出量の表示単位》	第22回
開示	《温室効果ガス排出の絶対総量の開示》	第23回
	《温室効果ガス排出の測定方法の開示》	第24回
その他	《経過措置》	-

事務局による提案の要約

4. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第26項参照）²。

新たな事務局提案として、次の事項を日本版 S2 基準に定める（下線部は、第24回サステナビリティ基準委員会における事務局提案から変更した部分である。）。

(1) IFRS S2 号における次の用語の定義を、日本版 S2 基準において定める。

- ① 「契約証書」とは、電気の購入契約に含まれるか又は購入契約から分離された、エネルギー属性に着目して締結されるさまざまな種類の契約のうち、エネルギー属性に基づく単位電力量あたりのスコープ2 温室効果ガス排出量を削減する効果のある契約をいう。
- ② 「カーボン・クレジット」とは、カーボン・クレジット・プログラムによって発行され、温室効果ガスの排出削減又は除去を表す排出単位をいう。カーボン・クレジットは、電子登録により一意にシリアル化され、発行され、追跡され、無効化される。

(2) 日本版 S2 基準において、次の事項を定める。

- ① ロケーション基準によりスコープ2 温室効果ガス排出を測定し、開示しなければならない。

² 第24回サステナビリティ基準委員会において事務局が提案した、ロケーション基準とマーケット基準の定義については、次の事務局の提案に基づき検討していく予定である。

- (1) ロケーション基準とは、地域、地方又は国などの特定された場所におけるエネルギー生成に関する平均的な排出係数を用いてスコープ2 温室効果ガス排出を測定する方法をいう。
- (2) マーケット基準とは、電気の購入契約（分離できない契約証書が含まれることがある。）及び分離された契約証書の内容を反映してスコープ2 温室効果ガス排出を測定する方法をいう。

- ② (2)①の開示に加えて、少なくとも次のいずれかを開示しなければならない。
- ア スコープ 2 温室効果ガス排出を理解する上で必要な契約証書を企業が有している場合、当該契約証書に関する情報
 - イ マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の絶対総量及び当該温室効果ガス排出の絶対総量を測定するために使用した排出係数に関する情報

これまでの審議の概要

5. IFRS S2 号における、本論点に関する要求事項は次のとおりである（和訳は事務局による仮訳）。

29	<p>An entity shall disclose information relevant to the cross-industry metric categories of:</p> <p>企業は、産業横断的指標カテゴリーに関連する次の情報を開示しなければならない。</p> <p>(a) <i>greenhouse gases</i>—the entity shall:</p> <p>温室効果ガス。企業は次のすべてを行わなければならない。</p> <p>(v) for Scope 2 greenhouse gas emissions disclosed in accordance with paragraph 29(a)(i)(2), disclose its location-based Scope 2 greenhouse gas emissions, and provide information about any contractual instruments that is necessary to inform users’ understanding of the entity’s Scope 2 greenhouse gas emissions (see paragraphs B30–B31); and</p> <p>第 29 項 (a) (i) (2) に従って開示される「スコープ 2」の温室効果ガス排出については、ロケーション基準による「スコープ 2」の温室効果ガス排出を開示し、また、企業の「スコープ 2」の温室効果ガス排出についての利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書がある場合には当該契約証書に関する情報を提供する（B30 項から B31 項参照）。</p>
B30	<p>Paragraph 29(a)(v) requires an entity to disclose its location-based Scope 2 greenhouse gas emissions and provide information about any contractual instruments the entity has entered into that could inform users’ understanding of the entity’s Scope 2 greenhouse gas emissions. For the avoidance of doubt, an entity is required to disclose its Scope 2 greenhouse gas emissions using a location-based approach and is required to provide information about contractual instruments only if such instruments exist and information about them informs users’ understanding of an entity’s Scope 2 greenhouse gas emissions.</p> <p>第 29 項 (a) (v) は、企業に対し、企業自身のロケーション基準による「スコープ 2」の温室効果ガス排出を開示し、また、企業の「スコープ 2」の温室効果ガス排出についての利用者の理解に情報をもたらすような、企業が締結する契約証書がある場合には当該契約証書に関する情報を提供することを要求している。誤解を避けるために記すと、企業は、企業自身のロケーション基準アプローチを用いた「スコープ 2」の温室効果ガス排出を開示することが要求されるとともに、契約証書についての情報を、これらが存在し、かつ、これらに関する情報が企業の「スコープ 2」の温室効果ガス排出についての利用者の理解に情報をもたらす場合においてのみ提供することが要求される。</p>

B31 Contractual instruments are any type of contract between an entity and another party for the sale and purchase of energy bundled with attributes about the energy generation or for unbundled energy attribute claims (unbundled energy attribute claims relate to the sale and purchase of energy that is separate and distinct from the greenhouse gas attribute contractual instruments). Various types of contractual instruments are available in different markets and the entity might disclose information about its market-based Scope 2 greenhouse gas emissions as part of its disclosure.

契約証書とは、エネルギー生成に関する属性と一体となったエネルギーの売買、又は分離されたエネルギー属性の訴求権（分離されたエネルギー属性の訴求権は、温室効果ガス属性の契約証書とは区分されかつそれぞれに識別される（distinct）エネルギーの売買に関連する。）に関する、企業と第三者の間のあらゆる種類の契約である。異なる市場においてさまざまな種類の契約証書が利用可能であり、企業は、その開示の一部として、マーケット基準による「スコープ2」の温室効果ガス排出についての情報を開示する場合がある。

6. IFRS S2 号では、ロケーション基準によるスコープ2 温室効果ガス排出の測定値の開示を要求しており（IFRS S2 号第29項(a)(v)）、マーケット基準による測定値の開示は要求しない代わりに、一般目的財務報告書の主要な利用者の理解のために必要な契約証書を報告企業が有する場合、当該契約証書に関する情報を提供することを要求している（本資料第5項参照）。なお、IFRS S2 号の規範性のない「結論の根拠」において、企業が締結した契約証書に関する情報には、マーケット基準によるスコープ2 温室効果ガス排出に関する情報が含まれることがあるとされている（IFRS S2 号 BC109 項）。
7. 第24回サステナビリティ基準委員会において当委員会事務局が提案した事項は、次のとおりである。
 - (1) 「結論の根拠」及び「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」（以下「GHGプロトコル（2004年）」という。）のスコープ2に関するガイダンスとされる「GHGプロトコル スコープ2ガイダンス³」（以下「スコープ2ガイダンス」という。）等を踏まえ、「ロケーション基準」及び「マーケット基準」の定義及びIFRS S2 号の「契約証書」の定義を、次のとおり日本版S2基準に定める。
 - ① 「ロケーション基準」とは、地域、地方又は国などの特定された場所におけるエネルギー生成に関する平均的な排出係数を用いてスコープ2 温室効果ガス排出を測定する方法をいう。
 - ② 「マーケット基準」とは、電気の購入契約（分離できない契約証書が含まれることがある。）及び分離された契約証書の内容を反映してスコープ2 温室効果ガス排出を測定する方法をいう。

³ 「GHG Protocol Scope2 Guidance」は2015年1月に公表された。

- ③ 「契約証書」とは、エネルギー生成に関する属性と一体となったエネルギーの売買、又は分離されたエネルギー属性の訴求権に関する、報告企業と第三者の間のあらゆる種類の契約をいう。
- (2) ロケーション基準によりスコープ 2 温室効果ガス排出の測定値を開示することを求めるとともに、契約証書に関する情報の開示についても、国際的な整合性の観点から、日本版 S2 基準において求めることとする。
- (3) ただし、契約証書に関する情報の開示は、マーケット基準による測定が困難であるために代替案として導入されたものと考えられ、我が国ではマーケット基準による測定が可能である場合も想定されることから、日本版 S2 基準においては、マーケット基準により測定したスコープ 2 温室効果ガス排出を開示することをもって、契約証書に関する情報に代えることができる。
8. 本資料第 7 項の事務局提案に対して、次の意見が聞かれた。

定義

- (1) 「契約証書」の定義のうち、「分離されたエネルギー属性の訴求権」については内容が不明確であるため、表現を分かりやすいものに変更するか、規範性のないガイダンスで説明を行ってはどうか。
- (2) 「分離された契約証書」について、カーボン・クレジットは含まれないと考えられるため、混同されないような定義又は説明が必要である。例えば、我が国における J-クレジット制度については、環境価値証書の 1 つとして表現されている場合もあり、その言葉の使い方から「分離された契約証書」に含まれるとの誤解が生じる可能性があるため、明確化が必要だと考える。
- (3) 事務局の提案には賛成するものの、「契約証書に関する情報」の開示については、何を開示することが想定されるのか不明確である。何をどこまで開示することが想定されるのかについて規範性のないガイダンスで説明を行うことを検討してはどうか。

要求事項

- (4) ロケーション基準により測定したスコープ 2 温室効果ガス排出の数値は、比較可能性がより高いと考えられる。その上で、マーケット基準により測定した数値には、企業の温室効果ガス排出削減の努力が反映されており、両方の数値を開示することが利用者にとって有用である。

- (5) ((4)の意見に対して) ロケーション基準により測定したスコープ2 温室効果ガス排出は、企業の電力消費の実態を表したものではなく、あくまで地域等の排出係数に基づく仮想的な数字であることから、その開示を要求することについては、作成者の理解を得づらいつと考える。
- (6) ((4)の意見に対して) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」(以下「温対法等」という。)では、マーケット基準に相当する測定の要素を用いるため、温対法等の対象である企業にとってはロケーション基準とマーケット基準の両方の方法による測定が要求されることとなり、実務上の負荷が過大であると考えられる。
- (7) ((5)の意見に対して) 現在の開示の実務では、ロケーション基準により測定した数値が開示されているケースか、ロケーション基準とマーケット基準により測定した両方の数値が開示されているケースが多い。マーケット基準により測定した数値だけが開示されているケースが稀であるという現行の実務の状況も考慮すべきである。
- (8) ((6)の意見に対して) ロケーション基準とマーケット基準の両方を用いてスコープ2 温室効果ガス排出を測定する際の追加的な負荷は、排出係数を置き換えるだけの限定的なものと考えられる。利用者にとって、国際的な整合性は重要な考慮要素であり、ロケーション基準の開示を行わないことは懸念である。
- (9) ロケーション基準による測定について、電気に関しては排出係数の情報が比較的入手しやすいと考えられるが、電気以外の蒸気、温熱又は冷熱に関する測定をどのように行うのか、どのような情報が企業にとって利用可能なのかを確認する必要があると考える。
- (10) マーケット基準によるスコープ2 温室効果ガス排出の測定を行う際に、スコープ2 ガイダンスでは、マーケット基準におけるスコープ2 データ・ヒエラルキーが例示されており、マーケット基準を用いるのに十分な品質を備えたデータが入手できない場合に、最終的にはロケーション基準のデータを参照することが提案されている。報告企業全体のスコープ2 温室効果ガス排出の総量をマーケット基準で算定するにあたり、そこにロケーション基準のデータが含まれている場合、分解して開示すべきかどうかを規範性のないガイダンス等で説明することが考えられる。

事務局による分析

〔「契約証書」及び「カーボン・クレジット⁴」の定義〕

9. 契約証書は、元々、発電時に温室効果ガスが低排出であるか又は排出されない資源から生成された電気であることを証明する証書として、一部の法域（米国等の再生可能エネルギー証明書（REC）や欧州の発電源証明（GO）等）において取引が開始されたと考えられ、電力自由化に伴い化石燃料以外の発電源を選好する消費者に訴求する手段として用いられてきたと考えられる。
10. 例えば、契約証書の代表的な種類の1つとして、スコープ2 ガイダンスにおいて例示されている REC には、再生可能エネルギーにより発電されたことに対する法的財産権が表章されており、REC の所有者は、第三者に対して、再生可能エネルギーを購入又は利用していることを主張することができるかとされている。
11. 一方、実務においては、自社の温室効果ガス排出を削減する、いわゆるカーボン・クレジット（オフセット・クレジット）として契約証書が用いられる例もあったことから、明確で一貫性のあるガイダンスが必要とされ、スコープ2 ガイダンスにおいて契約証書の取扱いが定められたとされている⁵。
12. IFRS S2 号は、カーボン・クレジットの定義について、次のとおり定めている。

carbon credit

An emissions unit that is issued by a carbon crediting programme and represents an emission reduction or removal of greenhouse gases. Carbon credits are uniquely serialised, issued, tracked and cancelled by means of an electronic registry.

カーボン・クレジット

カーボン・クレジット・プログラムによって発行され、温室効果ガスの排出削減又は除去を表す排出単位。カーボン・クレジットは、電子登録によって一意にシリアル化され、発行され、追跡され、無効化される。

13. スコープ2 ガイダンスでは、契約証書とカーボン・クレジットとの関係について、次の記載があり、契約証書とカーボン・クレジットが異なるものであることが明確にされている⁶。

Offsets, and their global avoided emissions claim, represent a different instrument and claim from the energy attributes associated with energy production. Offsets convey tons of avoided CO₂ using project-level accounting, but they do not convey information about direct energy generation

⁴ カーボン・クレジットに関する論点については、当委員会において、別途検討を行う予定である。

⁵ スコープ2 ガイダンス 「1.3 Key questions on scope 2 accounting and reporting」

⁶ スコープ2 ガイダンス 「8.2.4 Relationship to offset credits」

emissions occurring at the point of production, like contractual instruments do. An offset credit does not confer any claims about the use of electricity attributes applicable to scope 2.

オフセット及びそのグローバルでの排出回避の訴求権は、エネルギー生産に関連するエネルギー属性とは異なる証書及び訴求権を表している。オフセットは、プロジェクト・レベルの算定を用いて回避される CO₂ のトン数を伝えるものであるが、契約証書のように、生産地点で発生した直接的なエネルギー生成による排出量についての情報を伝えるものではない。オフセット・クレジットは、スコープ 2 に適用される電気の属性の使用に関する訴求権を与えるものではない。

14. 例えば、契約証書とカーボン・クレジットの相違点として、次が考えられる。

項目	契約証書	カーボン・クレジット
取引対象	<ul style="list-style-type: none"> ① 発電事業者が発電した電気のエネルギー属性 ② エネルギー属性に基づく、証書に示されている、単位電力量 (1MWh 等) あたりの温室効果ガス排出量 	<p>カーボン・クレジット・プログラムにより発行された、温室効果ガス排出の削減量又は除去量。</p> <p>カーボン・クレジット・プログラムにおいて温室効果ガス排出の削減効果が認められれば電気に限られないと考えられる。</p>
関係するスコープ	スコープ 2 のみ	限定されない
温室効果ガス排出量の削減効果の反映方法	証書に示されている、単位電力量 (1MWh 等) あたりの温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ 等) を削減効果として反映。	プロジェクト実施後の実排出量とベースライン排出量を比較して、その差分の排出削減量 (クレジット) を反映。

15. IFRS S2 号の契約証書の定義 (本資料第 5 項参照) は、スコープ 2 ガイダンスの定義を参考にしていると考えられるが、契約証書は、発電事業者が発電した電気のエネルギー属性に着目し、どのようなエネルギー資源から発電されたか、また、その結果、単位電力量あたりのスコープ 2 温室効果ガス排出がどの程度削減されたかを訴求することが目的であると考えられるため、日本版 S2 基準における契約証書の定義を次とすることが考えられるがどうか。また、契約証書には、カーボン・クレジットが含まれないことを結論の背景において明確にすることが考えられる。

「契約証書」とは、電気の購入契約に含まれるか又は購入契約から分離された、エネルギー属性に着目して締結されるさまざまな種類の契約のうち、エネルギー属性に基づく単位電力量あたりのスコープ 2 温室効果ガス排出量を削減する効果のある契約をいう。

16. さらに、「カーボン・クレジット」の定義については、IFRS S2 号の「カーボン・クレジット」はスコープ 2 ガイダンスにおける「オフセット・クレジット」の定義⁷を一般化し

⁷ Offset credits (also called offsets, or verified emission reductions) represent the reduction, removal, or

たものように考えられる。グローバルにおいて「カーボン・クレジット」のコンセンサスの得られた定義を現時点で識別することは難しいと考えられるため、当面は以下の定義とした上で、ISSB の動向及び今後の実務の進展を踏まえ、適宜見直すことが望ましいと考えられる。

「カーボン・クレジット」とは、カーボン・クレジット・プログラムによって発行され、温室効果ガスの排出削減又は除去を表す排出単位をいう。カーボン・クレジットは、電子登録によって一意にシリアル化され、発行され、追跡され、無効化される。

(契約証書に関する情報)

17. IFRS S2 号では、スコープ 2 温室効果ガス排出についての利用者の理解のために必要な契約証書がある場合には、当該契約証書に関する情報を提供することを要求しているが、具体的な開示項目の説明はされていない。
18. この点、スコープ 2 ガイダンスでは、契約証書に関する情報として、次の例が挙げられている。
 - (1) 証書の名称 (instrument labels)
 - ・ エネルギー属性証明書 (REC、GO)
 - (2) 発電施設の特徴
 - ・ 発電源 (燃料) の種類
 - ・ 発電施設の所在地 (国などの地政学的な所在地や、グリッドの供給地域)
 - ・ 発電施設の運転開始年、設備等が更新された年
 - (3) 法域で行われている政策との関係
 - ・ 例えば、法域で行われている排出権取引制度と契約証書との関係

avoidance of GHG emissions from a specific project that is used to compensate for GHG emissions occurring elsewhere, for example to meet a voluntary or mandatory GHG target or cap. Offsets are calculated relative to a baseline that represents a hypothetical scenario for what emissions would have been in the absence of the mitigation project that generates the offsets. To avoid double counting, the reduction giving rise to the offset must occur at sources or sinks not included in the target or cap for which it is used. (スコープ 2 ガイダンス Glossary より)

オフセット・クレジット (オフセット、又は、認証排出削減量とも呼ばれる) は、例えば、任意又は強制力のある温室効果ガス排出削減目標又は上限規制の達成のために、他所で発生した温室効果ガス排出量を埋め合わせるために用いられる、特定のプロジェクトからの温室効果ガス排出量の削減、除去又は回避である。オフセットは、そのオフセットを発行する緩和プロジェクトがない場合に発生したであろう排出量の仮定のシナリオを代表するベースラインとの対比により算定される。二重計上回避のため、オフセットを生じさせる温室効果ガス排出削減は、オフセットが用いられる目標又は上限規制が対象に含まない排出源又は吸収源で生じたものでなければならない。

19. なお、我が国では、既にスコープ 2 ガイダンスの要件を満たす契約証書の一例が経済産業省のホームページ等において紹介されており⁸、また、これから新たな証書の発行や制度が開始され、一定の方法が確立されることも考えられる。したがって、日本版 S2 基準には具体的な証書名を記載せず、補足文書において例を示すことが考えられる。

(要求事項)

20. 第 24 回サステナビリティ基準委員会では、国際的な整合性の観点から、原則としてロケーション基準による測定及び契約証書に関する情報の開示を求める一方で、マーケット基準により測定したスコープ 2 温室効果ガス排出を開示することをもって契約証書に関する情報に代えることができることを提案し、その方向で公開草案の文案を検討する予定である。
21. ここで前項のとおり、マーケット基準による測定値をもって契約証書に関する情報に代えることを選択した場合、第 24 回サステナビリティ基準委員会では、IFRS S1 号第 15 項 (b) の定めにより契約証書に関して追加的な情報を開示しなければならない場合があることを結論の背景において定めることを提案していた。
22. この点、温室効果ガス排出を測定するにあたり企業が用いた測定方法等の開示については、IFRS S2 号第 29 項 (a) (iii) 等において要求されており、当委員会でも、次のとおり当該要求事項を取り入れる方向で検討を進めている⁹。したがって、これらの定めと整合的にマーケット基準に関する測定方法の開示要求を定める方が、IFRS S1 号第 15 項 (b) の定めを再掲するよりも基準の明確化の観点からより良いと考えられる。

スコープ 1 温室効果ガス排出、スコープ 2 温室効果ガス排出及びスコープ 3 温室効果ガス排出の測定に関する次の事項を、それぞれ開示しなければならない。

(1) 温室効果ガス排出の測定方法

① 直接測定

温室効果ガス排出を測定するために使用した排出量に関する情報及び測定にあたって企業がおいた仮定

② 見積り

温室効果ガス排出を測定するために使用した活動量及び排出係数に関する情報並びに測定にあたって企業がおいた仮定

(2) (1) を選択した理由

⁸https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyuu_keizai/international_climatechange_initiatives.html 「気候変動をめぐる国際的なイニシアティブへの対応」

⁹ 第 23 回サステナビリティ基準委員会 (2023 年 10 月 16 日開催) 審議事項 A2-4 「温室効果ガス排出の測定方法の開示」

(3) 報告期間において(1)を変更した場合、その変更の内容及び変更理由

23. マーケット基準に関する測定方法の開示要求を定めるにあたり、企業は、温室効果ガス排出の削減の取組みの実態を開示により適切に反映するためにマーケット基準による測定を選択すると考えられ、またマーケット基準を選択したかどうかは開示の有無で判断できると考えられる。さらに、マーケット基準による開示は、ほとんどが電気使用量を用いた見積りによる測定であると考えられることから、前項の測定方法に関する開示要求のうち、排出係数に関する開示のみを求めることとしてはどうか。

マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の絶対総量及び当該温室効果ガス排出の絶対総量を測定するために使用した排出係数に関する情報

(その他)

24. 現在、GHG プロトコルは、スコープ 2 ガイダンスの見直しを行っており、2023 年 9 月 8 日まで公開協議が行われていた。特に、ロケーション基準とマーケット基準の取扱いや、電気以外の蒸気、温熱及び冷熱の取扱いについては、ISSB 基準を含む、他の気候関連基準との整合性を考慮しながら、新しいガイダンスの追加についても検討が進められているとのことである¹⁰。
25. また、我が国においても、蒸気、温熱及び冷熱の取扱いについては、当局において新たな制度の検討が進められており、2024 年度の報告（2023 年度実績）より、都市ガス及び熱の使用に伴う二酸化炭素排出量については、その算定に必要な二酸化炭素排出係数について、国が公表するガス事業者及び熱供給事業者ごとの係数又は省令に定める値等を用いることとする方向¹¹とのことである。したがって、これらの動向に注視しながら、適宜、補足文書の作成を検討していくことが考えられる。

事務局による提案

26. 日本版 S2 基準において、IFRS S2 号の定めを取り入れ、次のように定めることが考えられるかどうか。

(1) IFRS S2 号における次の用語の定義を、日本版 S2 基準に定める。

- ① 「契約証書」とは、電気の購入契約に含まれるか又は購入契約から分離された、エネルギー属性に着目して締結されるさまざまな種類の契約のうち、エネルギー

¹⁰ <https://ghgprotocol.org/blog/ghg-protocol-releases-summary-scope-2-guidance-survey-feedback>

¹¹ https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/ontaiho_gas/001.html

属性に基づく単位電力量あたりのスコープ 2 温室効果ガス排出量を削減する効果のある契約をいう。

- ② 「カーボン・クレジット」とは、カーボン・クレジット・プログラムによって発行され、温室効果ガスの排出削減又は除去を表す排出単位をいう。カーボン・クレジットは、電子登録により一意にシリアル化され、発行され、追跡され、無効化される。

(2) 日本版 S2 基準において、次の事項を定める。

- ① ロケーション基準によりスコープ 2 温室効果ガス排出を測定し、開示しなければならない。

- ② (2)①の開示に加えて、少なくとも次のいずれかを開示しなければならない。

ア スコープ 2 温室効果ガス排出を理解する上で必要な契約証書を企業が有している場合、当該契約証書に関する情報

イ マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出の絶対総量及び当該温室効果ガス排出の絶対総量を測定するために使用した排出係数に関する情報

文案

27. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S2 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S2 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。なお、「¶S2.X」は参考にした IFRS S2 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S2 基準からは削除する予定である）。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料第 26 項に示す日本版 S2 基準の定めに関する事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S2 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上